事　務　連　絡
令和８年11月９日

見積参加希望者　様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長　前田　剛宏
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1　件　　名　　小石原川ダム管理所エレベータ法定定期検査業務
2　履行場所　　福岡県朝倉市江川２８１５－２０
　　筑後川上流総合管理所 小石原川ダム管理所
3　履行期間　　契約締結の翌日から令和9年3月19日まで
4　内　容　等　　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

1　現場説明　　実施しません。
2　見積参加要件　　福岡県、佐賀県又は大分県内に本店、支店又は営業所があり、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
3　見積書等
　1）様　式　等　　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
　2）提出方法　　電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、ＦＡＸ番号は 4）に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
　3）提出期限　　令 和 8 年 11 月 20 日　１２時　まで
　4）提　出　先　　独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所　経理課 内田
　　Ｔ　Ｅ　Ｌ　０９４６－２５－０１１３
　　Ｆ　Ａ　Ｘ　０９４６－２５－０１３３
　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
　5）質　問　書　　令 和 8 年 11 月 13 日　１２時　まで
　　提出期限　　※質問の回答については、翌営業日の１５時までにＨＰに掲載します。
　6）見積回数　　２回を限度とする。
　　なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和 8 年 11 月 24 日時までとします。
　7）そ　の　他　　① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載してください。
　　② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4　見積結果　　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
5　そ　の　他
　1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
　2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
　3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
　　くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

小石原川ダム管理所エレベータ法定定期検査業務

仕様書

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１－１　適　　用

この仕様書は、水資源機構筑後川上流総合管理所小石原川ダム管理所庁舎に設置したエレベータの法定定期検査業務（以下「当業務」という。）に適用する。

１－２　業務の概要

本業務は、小石原川ダム管理所庁舎に設置したエレベータ設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図ることを目的として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条に基づく定期検査を実施するものである。

１－３　履行場所

福岡県朝倉市江川２８１５－２０

筑後川上流総合管理所　小石原川ダム管理所

１－４　履行期間

契約締結の翌日から令和９年３月１９日まで

第２節　一般事項

２－１　履行範囲

当業務の履行範囲及び業務内容は、次のとおり。

小石原川ダム管理所　庁舎エレベータ設備（エレベータ基数：１基）

業務内容	回数	備考
法第12条に基づく検査	１回	令和８年１２月～令和９年２月実施 （法第12条に基づく定期検査実施）
定期検査報告書作成	一式	定期検査終了後

２－２　業務管理責任者

業務管理責任者は、当業務の履行内容を把握するとともに、発注者との連絡調整等を行う

ものとする。

２－３　検査従事者

１．受注者は、当業務を遂行するにあたり、検査従事者（法第12条に基づく検査実施者）を定めるものとする。

２．検査従事者は、一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機等検査員のうち、いずれかの資格を有する者とする。

２－４　準拠規定

当業務の履行にあたっては、次の基準等に準拠するものとします。

１．機械設備管理指針　　（独立行政法人水資源機構）

２．エレベータ構造規格　　（厚生労働省）

３．日本エレベータ協会基準　　（日本エレベータ協会）

４．JIS A 4302 昇降機の検査基準　（日本工業規格）

２－５　提出図書

受注者は、次の書類を監督員に提出するものとする。

（１）定期検査報告書　　１部

（２）不具合箇所及び措置方法の提案　　１部（該当事案が確認された場合）

（３）その他監督員が指示したもの　　必要部数

２－６　履行報告

受注者は、検査結果について、履行期間内に報告書を提出するものとする。

２－７　不具合発見時の対応

受注者は、検査実施の際に不具合等を発見した場合は、速やかに報告するものとする。

なお、不具合等の状況により、新たな協力業者の必要性、或いは、大幅な履行期間の延期が必要な場合は、発注者及び受注者間で協議して、対応方針を決定するものとする。また、当業務の履行期間中に監督員が不具合等を発見した場合においても、同様に対応するものとする。

２－８　設計変更

設計変更は、前項に基づき不具合等にかかる対応が必要と判断される場合、受注者発注者と協議のうえ、設計変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

２－９　暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求または業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に

報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

２－１０　疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第３節　安全管理

３－１　安全管理体制

受注者は、検査実施の際には、安全に作業を行うための安全管理体制を確立し、実施するものとする。

３－２　安全施設の設置

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中の危険、損失、障害等を防止するために必要な作業手順を作成し、安全作業のために必要な表示、現場立入規制等を設け、現場の安全管理に万全を期すものとする。

３－３　作業前後の連絡

受注者は、作業開始前及び終了後、発注者に連絡するものとする。

第２章　検　　査

第１節　設備の主要仕様

当業務対象設備の主要仕様は、別表「エレベータ設備仕様一覧表」に示すとおり。

第２節 検　　査

２－１　検査項目

検査項目は法第12条に基づく定期検査項目とし、点検表の様式は受注者の様式とする。

２－２　検査の実施

１．検査実施日

検査の実施日は、受注者発注者とともに協議し決定するものとする。

２．定期検査報告書作成

受注者は、検査終了後、定期検査報告書を作成し、定期検査報告を行うものとする。

２－３　作業

１．検査に必要な器具、資材等は、すべて受注者の負担にて用意するものとする。

２．検査前には、第三者が誤って設備を使用しないように、看板の設置等による進入防止措置を行うものとする。

３．検査前には、汚れ等を拭き取るなどの清掃を行い、適切な点検が出来るように措置するものとする。

４．設備に付着した塵埃等は、除去するものとする。

ただし、特別に足場等が必要である場合、小規模な作業と判断出来ない場合または設備の運用に影響があり監督員が実施しないと判断した場合を除く。

５．検査終了時にはエレベータ室入口扉の施錠を確実に実施するものとする。

６．検査により機器の調整が生じた場合は、本業務の範囲にておこなうものとする。また、次に示す部品交換等の必要が生じた場合にも本業務に含むものとする。なお、交換した部品等は受注者の責により適切に処分を行い、その結果を報告するものとする。

・ヒューズ類

・ランプ類（インジケータ及びかご照明）

・補充用油脂類（潤滑油及びグリス）

７．設備の運転操作及び本業務に必要な低圧電力(ただし、引渡可能な場所及び容量に限る)は、無償で使用できる。

２－４　検査結果

１．業務管理責任者は、発注者に提出する全ての検査結果を確認するものとする。

２．業務管理責任者は、検査結果の全てにおいて技術的な判断を行うものとする。

－　以　上　－

別表

エレベータ設備仕様一覧表

設備の名称		小石原川ダム管理所用エレベータ設備 （製造業者：東芝エレベータ（株）、平成31年設置）
場所	水系	筑後川水系小石原川
	地名	福岡県朝倉市江川２８１５−２０　小石原川ダム管理所
台数		１　基
操作方法		乗合全自動方式
制御方式		交流インバータ制御
用途		人荷用
積載荷重		７５０ｋｇ
最大定員		１１名
昇降速度		４５ｍ／ｍｉｎ
かご	内法	間口：１．４（ｍ）、奥行１．３５（ｍ）、高さ２．３０（ｍ）
	出入口形式	２枚戸中央開き式,
	寸法	間口：０．８ｍ，高さ：２．１ｍ
乗り場	出入口形式	２枚戸中央開き式
	停止階	３階
付属設備		地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置

メール送信先　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
FAX 送信先　０９４６－２５－０１３３
担当：独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所　内田あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
所　長　　前　田　　剛　宏　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月９日に交付された「小石原川ダム管理所エレベータ法定定期検査業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。